

アルバイト規程

- 第1条 アルバイトをする生徒は、就業中も高校生であることを自覚し、服装、態度、生活等を正しくし、健康に留意し、学業に支障のないようにすること。
- 第2条 アルバイト希望者は保護者、担任と相談の上、学校説明会に参加条件としアルバイト許可願を事前に担任を通じて、生徒指導部に提出すること。
- 第3条 アルバイト中は身分証明証を携帯し、常に身分を明らかにすること。
- 第4条 就業時間は午後7時までとする。また、長期休業中は、休業日総日数の3分の2以内とする。
- 第5条 次の場合アルバイトは認めない。
- 1 危険な職種(車の添乗、高所作業など)
 - 2 18歳未満入場禁止の場所での仕事(パチンコ店や酒類を扱う仕事)
 - 3 夜間および宿泊を伴うもの
 - 4 成績不振者・時数不足者
 - 5 保護者の同意が得られない場合
 - 6 保護者の居住地以外の場所
 - 7 定期考査一週間前および期間中
- 第6条 アルバイト規程に反した者は特別指導の対象となる場合がある。
アルバイト中の事故等の責任は、保護者および雇用者によること。